

請 負 契 約 書（案）

1. 件 名	独立行政法人水産大学校所属漁業練習船「天鷹丸」代船の建造仕様書及び設計図面作成業務
2. 仕様・規格	別紙仕様書のとおり
3. 契 約 金 額	¥〇,〇〇〇,〇〇〇－ （内、消費税及び地方消費税の額¥〇〇〇,〇〇〇－） （注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により産出されたもの並びに地方税法第72条の83の規程により算出されたものである。
4. 業 務 期 間	自）請負契約締結日 至）平成27年10月31日（予定）
5. 業 務 場 所	山口県下関市永田本町2－7－1 独立行政法人水産大学校及び請負業者指定場所
6. 検 査 場 所	山口県下関市永田本町2－7－1 独立行政法人水産大学校
7. 契約保証金	免除

上記件名（以下「業務」という。）の請負について、独立行政法人水産大学校理事長 鷲尾 圭司（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間に上記各項及び次の契約条項により、請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 山口県下関市永田本町2－7－1
独立行政法人水産大学校
理事長 鷲尾 圭司 印

受注者 住所記載
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

契 約 条 項

第1条 発注者又は発注者の指定した職員は、受注者に対して頭書の仕様にに基づき業務を行うよう指示するものとする。
2 疑義が生じたときは発注者と受注者が協議して決定する。

第2条 発注者は、業務について監督をする必要があると認めた場合は、発注者が命じた監督の為の職員（以下「監督職員」という。）に監督をさせまたは必要な指示をさせるものとする。
2 受注者または受注者の使用者は、前項に定める監督職員の指示に従わなければならない。

第3条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により、業務が完了できない場合は、発注者に対し遅延する理由及び業務完了予定期限等を明らかにした書面を提出して、業務期限の延長の承認を受けなければならない。

第4条 発注者は、受注者がその責に帰する理由により期限内に、業務を完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、受注者に対し遅滞金を請求することが出来るものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。
2 前項に定める遅滞金は、業務期限の翌日から業務完了の日までの遅滞日数1日につき、契約金額に年5%を乗じて得た額とする。
3 第1項に定める遅滞金の請求は、発注者が第12条に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第5条 受注者は、業務を完了した場合は、発注者に対し業務完了する旨を通知するとともに業務報告書を提出し、発注者が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

第6条 検査職員は、前条の通知を受けた日から10日以内に当該業務について検査を行うものとする。
2 受注者または受注者の使用者は、検査に立ち会い検査職員の指示に従って、業務の検査に必要な措置を講ずるものとする。
3 前項の場合においては、受注者または受注者の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は、この欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し出ることができない。
4 検査職員は、業務の全部または一部について不適當な箇所を発見した場合は、受注者に対し業務のやり直しを請求することができる。この場合、受注者は、ただちに当該業務のやり直しをしなければならない。
5 業務の検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

第7条 受注者は、業務の成果に対して業務完了後1年間は、当該業務について保証するものとする。
2 前項に定める保証期間に当該成果に隠れた瑕疵が発見された場合は、発注者は受注者に対し、相当の日時を定めて当該瑕疵を補修させることができる。
3 発注者は、当該成果の隠れた瑕疵により不当な損害をこうむった場合には、受注者に

対して損害賠償を請求することができる。

第8条 受注者は、業務を完了し、検査職員の検査に合格した場合は、契約金額を所定の手続きにより発注者に請求できる。

第9条 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を受注者に支払うものとする。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のために受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

第10条 受注者は、発注者が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、発注者に対し、遅延利息を請求することができるものとする。

2 前項に定める遅延利息は、遅延日数1日につき年2.9%の割合で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 支払遅延が、天災その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

第11条 受注者は、業務の遂行にあたり、受注者の庁舎施設、器物等を毀損または滅失した場合及び受注者の職員またはその他の者に対し損害を与えた場合はただちに発注者に報告しその指示に従い、損害について賠償しなければならない。

第12条 発注者は、次の各号の一に該当する場合はこの契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害をこうむることがあっても、発注者は、その責を負わないものとする。

（1）天災その他、受注者の責に帰することのできない理由により、受注者が解約を申し出て発注者が承認した場合

（2）受注者がこの契約に違反しまたは違反するおそれがあると認められる場合

（3）受注者が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せずまたは見込みがないと認められる場合

（4）受注者が破産の宣告を受けた場合またはそのおそれがあると認められる場合

（5）この契約の履行にあたり、受注者または受注者の使用者に不正の行為があった場合

（6）受注者または受注者の使用者が、第5条に定める検査職員の検査を妨げた場合

（7）前各号に掲げる理由以外の理由により、受注者が解約を申し出た場合

第13条 発注者は、前条第1号に定める理由によりこの契約を解除する場合は、受注者に対し違約金を請求しないものとする。

2 発注者は、前条第2号から第7号までに掲げる理由により、この契約を解除する場合は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を受注者に対し請求することができる。

第14条 受注者は、書面による承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。

第15条 法令の制定または改廃による統制額の設定若しくは改定または予期することがで

きない理由に基づく経済情勢により頭書に定める契約金額が著しく不適当であると認められる場合は、発注者、受注者協議して変更することができるものとする。

第16条 この契約により、発注者が受注者から収得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、発注者は、その選択により受注者に対し支払うべき金額と相殺しまたは別に徴収することができるものとする。

第17条 発注者、受注者双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行にあたり、発注者、受注者間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。